

役員給与関係 10分間チェック問題

	問 題	解 答 欄 (○ OR ×)
1	<p>《不祥事に伴う役員給与の減額》</p> <p>法令違反による行政処分を受けたことから、社会的な責任をとるために向こう3ヶ月間役員給与の5割カットを決議し、役員給与を減額したが、この場合、支給した役員給与は全額定期同額給与として損金算入されるか。</p>	
2	<p>《外貨建てによる役員給与》</p> <p>役員給与の総額を外貨建てで決議している場合に、実際の毎月の支給時にはあ、外貨建ての1/12を円換算して支給していることから、為替レートの変動により結果的に円換算後の金額としては定期同額ではないことになるが、このような場合、定期同額給与として損金算入されるか。</p>	
3	<p>《医療法人の非常勤役員》</p> <p>医療法人が、非常勤役員に対する給与を半年ごとに支給する場合、事前確定届出給与として所轄税務署長への届出なく損金の額に算入できるか。</p>	
4	<p>《事前確定届出給与》</p> <p>12月決算法人で、事前確定届出給与として6月と12月にそれぞれ100万円支給する旨届出している。6月分は届出どおりに支給したが、12月分については資金繰りの都合で全く支給しなかった。この場合、6月支給分は、損金算入できるか。</p>	
5	<p>《事前確定届出給与》</p> <p>事前確定届出給与については、届出額どおり支給したが、別途、他に決算賞与を支給した。この決算賞与は損金不算入となるが、支給済みの事前確定届出給与については、損金算入できるか。</p>	
6	<p>《事前確定届出給与》</p> <p>12月決算法人で、6月と12月にそれぞれ100万円支給する旨を届出している。6月分は全額支給したが、12月分は資金繰りの都合で70万円しか支給できなかった。この場合、6月支給分の100万円は損金算入できるか。</p>	
7	<p>《事前確定届出給与》</p> <p>3月決算法人で、当期（29.4.1～30.3.31）中に開催された前期決算等の決議に係る定時株主総会（29.6.25開催）において、事前確定届出給与を29.12.10に100万円、30.6.10に100万円支給することを決議し、届出している。30.6.10分は届出どおり支給したが、29.12.10分は資金繰りの都合で70万円しか支給しなかった。この場合、30.6.10支給分の100万円は、翌期において損金算入できるか（定時株主総会は30.6.25に開催）。</p>	
8	<p>《事前確定届出給与》</p> <p>3月決算法人で、当期（29.4.1～30.3.31）中に開催された前期決算等の決議に係る定時株主総会（29.6.25開催）において、事前確定届出給与を29.12.10に100万円、30.6.10に100万円を支給することを決議し届出している。29.12.10分は届出どおり支給したが、30.6.10分は資金繰りの都合で70万円しか支給しなかった。この場合、29.12.10支給分の100万円は、当期において損金算入できるか。</p>	
9	<p>《国債による事前確定届出給与》</p> <p>事前確定届出給与について、法人で従来から保有している国債により現物支給しようと考えている。現金の代わりに国債で支給する場合には、事前確定届出給与の対象となるか。</p>	
10	<p>《役員退職金の支払方法の変更》</p> <p>会社の業績が悪化していることから、株主総会で決議した役員退職金の額を10年間の分割払いとした。この場合、支給することとなった役員退職金の全額を株主総会決議を行った事業年度で損金算入できるか。なお、役員退職金の額は、役員退職金支給規定に基づくものであり、その額は役員の勤続年数、退職時の給与等からみても税務上妥当な金額のものとする。</p>	